

令和8年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた



【05】調査票 (卸売業、小売業)

調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆ この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆ インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、「令和3年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆ 調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、18、19ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の 注意点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。)
- 記入した内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。
※ 修正テープ・修正液は使用しないでください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

この図は、調査票の記入時に参照するべきページを示しています。左側のページ（第1頁）には、2～5ページ（赤）、4～6ページ（緑）、7～10ページ（青）、11ページ（オレンジ）の参照箇所が示されています。右側のページ（第2頁）には、12～13ページ（紫）と14～17ページ（赤）の参照箇所が示されています。

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号など(〇〇保険、△△倉庫など)を記入してください。
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ 記入者氏名 電話番号	トウケイ ツオン 統計 強 (03)9876-4322 (内線:9876)	市区町村コード 13104004800386	調査区番号 04	事業所番号 00386	*					
1 名称及び電話番号		フリガナ 正式名称 通称名 電話番号(代表)	トウケイインコーポレーション ショップトウケイ (有)統計商店 (株)SHOP 統計 統計マート 若松町3丁目店 (03)9876-4322							
2 所在地		郵便番号 162-0056	都道府県名 東京都	市区町村名 新宿区						
3 この場所での事業所の開設時期		○ 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年 以前								
4 この事業所の従業者数		6月1日現在の従業者数を記入してください。								
区分	(1) この事業所に所属する従業者数							(2) 受入者		
	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人)	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を待っている人)	④ 無期雇用者 (期間を定めずに雇用している人(定年制も含む))	⑤ 有期雇用者 (1か月以上1か月未満、日々雇用)	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満、日々雇用)	⑦ 合計 (①~⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	人	1人
女	人	人	1人	2人	2人	人	5人	人	人	1人
5 この事業所の主な事業の内容		『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。								
(1) 主な事業の内容		惣菜の小売(調理済み) パンの製造・小売								
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目		① からあげ 天然酵母パン ② 調理パン(サンド) ③ 果実飲料								

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- 8 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。

【記入例1】自動車部品の卸売を行っていた事業所が、主に自動車部品の製造を行う事業所となった場合

自動車部品の卸売	自動車部品の製造
①	トランスミッション
②	
③	

【記入例2】調理済みの料理品の小売であった事業所が、主にパンの製造・小売を行う事業所となった場合

惣菜の小売	パンの製造・小売
①	からあげ 天然酵母パン
②	調理パン(サンド)
③	果実飲

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・ 個人経営の事業所が株式会社になる（法人成り）など、経営組織を変更した場合
 - ・ 法人が新設（対等）合併した場合
 - ・ 法人が分割により設立された場合
 - ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

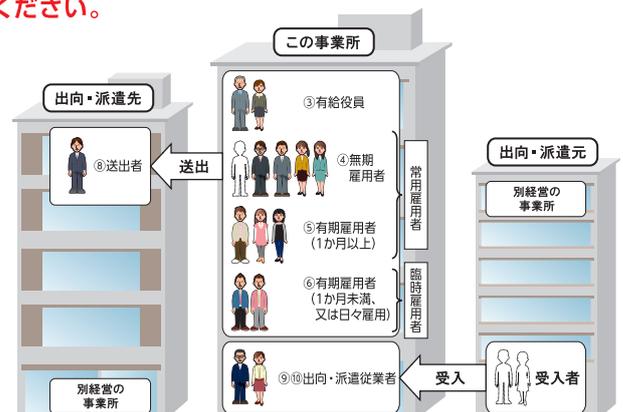
4 この事業所の従業者数

- 令和8年6月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図<事業所の従業者数の説明>を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業者数	① 個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、 そのうちの一人のみ を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。 ※ 個人業主欄には2以上の記載をしないでください。	
	② 個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。	
	③ 有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 ※ 個人経営の場合、「③有給役員」欄の記入は不要です。	
	常用者	④ 無期雇用者	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤ 有期雇用者（1か月以上）	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥ 有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	⑦ 合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。	
(2) 受入者	⑧ 送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人	
	⑨ 出向	○ 在籍出向など、出向元に籍を置いたままこの事業所で働いている人	
	⑩ 派遣	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業者となります。）	

※ 「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は**正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。**

<事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）>



● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

6 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- 会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外 の法人	⑥ 外国の 会社	⑦ 法人でない 団体
会社					法人	

⑧欄は記入不要です。

7 法人番号

- 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表サイト)により確認できます。

9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。

法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

- 囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所 (他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。)	② 本所・本社・本店 (他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含まれます。)	③ 支所・支社・支店 (他の場所にある本所の統括を受けている事業所。)
-------------------------------------	--	--

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数 <ul style="list-style-type: none"> 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者(1か月以上)の合計数です。 工場、営業所などや従業員がいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。 	国内	海外 (現地法人は除く)
	常用雇用者数	人
(3) 企業全体の主な事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> 『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。 	主な事業の内容	
	支所数	事業所
(4) 本所の正式名称・所在地等 <ul style="list-style-type: none"> 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。 		
フリガナ		
本所の正式名称		
本所の通称名		
本所の電話番号(代表) () -		
本所の所在地 〒 -		

⑨欄にお進みください。⑩欄②～⑧、⑫～⑮欄及び第2面の⑱～⑳欄は記入不要です。ただし、修理料収入額がある場合は、金額を⑱欄に記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み	② 税抜き
-------	-------

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 令和7年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - 「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
 - 「②費用総額」：経常費用を記入
 - 「③うち売上原価」：記入不要
 - 「④主な費用項目」：各欄に記入
- ⑥欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上(収入)金額」のみを記入してください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				1	7	0	1	2	0,000
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				1	3	8	5	6	0,000
③ うち売上原価				9	7	7	8		0,000
④ 給与総額				2	7	7	5		0,000
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)				1	3	6			0,000
⑥ 動産・不動産賃借料				2	0	0			0,000
⑦ 減価償却費				2	1	0			0,000
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)							2	0	0,000

11 事業別売上(収入)金額

- 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。
- ⑩欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、⑩欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。事業別内訳③④⑤にかかる寄付金、補助金、運営費交付金等の記入については、『分類表(卸売業、小売業)』22ページをご覧ください。

事業別内訳	売上(収入)金額									又は割合(%)		
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
① 農業、林業、漁業の収入									0,000			
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000			
③ 製造品の出荷額+加工賃収入額									0,000			
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					2	6	0	0	0,000			
⑤ 小売の商品販売額				1	3	8	2	0	0,000			
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000			
⑦ 不動産事業の収入					5	8	0		0,000			
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000			
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000			
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000			
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000			
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000			
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000			
⑭ 宿泊事業の収入									0,000			
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000			
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000			
⑰ 情報通信事業の収入									0,000			
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000			
⑲ 上記以外のサービス事業の収入							1	2	0,000			
合計									10欄①の売上(収入)金額	1	0	0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

6 経営組織

- 「法人でない団体」には、複数の企業が一つの事業を行う「共同企業体」の事業所を含みます。

7 法人番号

- 13桁の法人番号を記入してください。
- 法人番号は、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。
- **会社法人等番号（12桁）ではありません。**
- **マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。**
- 「-」などの記号は記入しないでください。
- 企業年金基金、健康保険組合、土地改良区などで、法人番号が指定されていない場合は、法人番号なしの□に「レ」印を記入してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

- ・ 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない**1企業又は1組織で1事業所**の場合は、「**単独事業所**」となります。

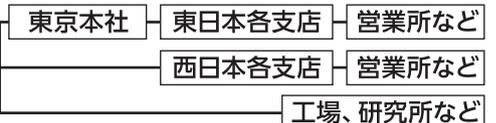
2. 本所・本社・本店

- ・ 他の場所に、同一経営の支所等があつて、**経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。**
- ・ **1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。**本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

大阪本社

3. 支所・支社・支店

- ・ 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「**支所・支社・支店**」となります。
- ・ 下の例のように名称に本社とあつても、他の事業所から統括を受けていれば、「**支所・支社・支店**」となります。



記入上の注意

- **フランチャイズ・チェーン店の場合**、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- **親会社**は「本所・本社・本店」ではありません。
- 単独事業所から本所・本社・本店になった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「**9** 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- (2) **企業全体の常用雇用者数及び支所数** **本所・本社・本店のみ記入**
<常用雇用者数>
 - **支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数**を国内と海外（**現地法人は除く**）に分けて記入してください。<支所数>
 - 支所数には、支所・支社・支店、工場、営業所などのほか、従業員がいる倉庫や福利厚生施設なども含めます（本所・本社・本店は含まない）。なお、海外現地法人は含めません。
- (3) **企業全体の主な事業の内容** **本所・本社・本店のみ記入**
 - 2ページの「**5** この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- (4) **本所の正式名称・所在地等** **支所・支社・支店のみ記入**
 - 本所の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
 - 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- **10** 欄以降はできる限り「1税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2税抜き」で記入してください。

- 「**10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目**」について …6ページを参照してください。
- 「**11 事業別売上（収入）金額**」について … 7~10ページを参照してください。

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(5千円以上1万円未満の場合は、「1」万円、5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 令和7年1月から12月までの1年間について記入してください。
※ 令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
※ 会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上(収入)金額」欄に経常収益のみを記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上(収入)金額	<ul style="list-style-type: none"> 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益を記入してください。
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	<ul style="list-style-type: none"> 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常費用を記入してください。
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは、会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 記入不要です。
主な費用項目	④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> 売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 役員(非常勤を含む)及び従業員(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 別経営の事業所に出向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。
	⑤福利厚生費(退職金を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 該当期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
	⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
	⑦減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。
	⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

11 事業別売上(収入)金額

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満は四捨五入してください。)
 - 「¥」記号は記入しないでください。
 - **11** 欄「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「**5**」この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**
- 以下の例示を参考に、**10** 欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入(動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業)

- 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む)
- 農作物の害虫駆除
- 土地改良区の収入
- 畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合)
- 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど)
- 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産)
- 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など)
- 水産動植物の養殖
- 漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託)
- 自家栽培(取得)した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入
- × 有機質肥料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の従業員が加工し出荷した場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入(鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業)

- 採掘・採石現場での破砕・粉砕
- 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入
- × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 採掘された岩石の破壊・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

③ 製造品の出荷額・加工賃収入額(製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業)

- 自己の製造した製品の他の企業への出荷額
- 自社で製造をしている事業者が、他の企業に委託又は下請けで製造させた生産品の出荷額
- 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入(加工賃収入)
- 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール(製造する設備・能力を有する場合)に関する収入
- 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
- × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)(購入した商品を別の事業者販売する事業)

- 他の者から購入した(仕入れた)商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額
※性質や形状を変えないもの:検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを除く
- 他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入
- パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額
- × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑤ 小売の商品販売額(商品を個人や家庭に販売する事業)

- 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
- 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入
- 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で小売した場合の収入
- この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売)
- 予め調理した飲食料品の小売
- 調剤薬局の医薬品販売
- × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」

⑥ 建設事業の収入(完成工事高)(建設工事を行う事業)

- 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など)
- 自己建設による土地の造成、建物の建設
- 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合)
- × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × プラントエンジニアリング事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑦ 不動産事業の収入(土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業)

- 不動産売買(自己建設によるものを除く)
- 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など)
- 不動産売買・賃貸の仲介業務
- × 不動産鑑定事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 公民館など社会教育施設の利用料 ⇒ 「⑥教育、学習支援事業の収入」
- × 展示会会場、集会場などの賃貸(時間又は日数単位で賃貸するもの) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 下宿業 ⇒ 「④宿泊事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × ビルメンテナンス業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」

⑧ 物品賃貸事業の収入(物品を賃貸する事業)

- リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など)
- × 映画配給事業 ⇒ 「⑦情報通信事業の収入」
- × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × コインロッカー等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑨ 飲食サービス事業の収入(客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業)

- レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス
- 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業
- 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など)
- 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど)
- × 作り置き品の飲食料品の販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)

- 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど)
- 保健衛生事業(健康相談事業、水質検査事業など)
- 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など)
- 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など)
- 介護事業(老人ホーム、通所・短期入所生活(療養)介護事業、訪問介護事業など)
- 障がい者福祉事業
- 社会福祉施設における宿泊施設の収入
- 住居のない要保護者の世帯に対する宿舍提供施設など
- 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工
- × 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒) ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑩ 医療、福祉事業の収入(医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業)(つづき)

- × 獣医業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 水質汚濁測定分析(環境計量証明) ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。

⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入(各エネルギーの供給などを行う事業)

- 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益)
- 自家発電の電力販売
- ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益)
- 地域冷暖房事業
- 下水道処理施設維持管理業
- × 電気製品の販売店 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「⑥建設事業の収入(完成工事高)」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
- × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」
- × かんがい用水供給 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

⑫ 運輸、郵便事業の収入(旅客の貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業)

- 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業
- 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む)
- 飲食店で調理した飲食料物を配達人が自転車等により配達するサービス
- 運輸に附帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、レッカー・ロードサービス業、水先業、検数・検量業など)
- 運輸施設の利用料収入
- × 運転代行サービス ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 自動車駐車場 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
- × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑬ 金融、保険事業の収入(資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業)

- 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関
- 金融商品取引業、商品先物取引業
- 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など)
- 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)

⑭ 宿泊事業の収入(宿泊場所を提供する事業)

- 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、キャンプ場の宿泊サービス
※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑭宿泊事業の収入」とします。
- リゾートクラブ事業
- × 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 貸家業、貸間業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」

⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入(個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業)

- DPE(現像・焼付・引伸)の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料
- 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む)
- 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など
- 衣服裁縫修理業(個人持ちの材料の縫製)
- 食品貸加工業(個人持ちの材料の加工)
- 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業
- 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など)
- ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など
- 家事代行サービス
- × 理容学校・美容学校(各種学校) ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × スポーツ・健康教授業 ⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」
- × 倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)

- 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業
※幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「⑩教育、学習支援事業の収入」とします。
- 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など)
- 職業教育事業

11 事業別売上(収入)金額(つづき)

⑯ 教育、学習支援事業の収入(教育や教養・技能などを教授する事業)(つづき)

- 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など)
- × 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
※認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- × 他の分類(「小売の商品販売額」、「不動産事業」など)に該当する事業
- × 附属病院における医業収入 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
- × 附属研究所における収入 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × テマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) ⇒ 「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑰ 情報通信事業の収入(情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業)

- 新聞、書籍の発行
- 機関誌の発行
- 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など)
- 通信に附帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など)
- 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など)
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど)
- ニュース供給(通信社のニュース供給など)
- ソフトウェア事業(受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など)
- 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など)
- 各種調査(市場調査、世論調査など)
- 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など)
- ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む)
- ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など)
- インターネット利用サポート業務(電子認証、セキュリティサービスなど)
- サーバハウジング、サーバホスティング
- × デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物(ゲーム用ディスク等)の複製・製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- × 携帯電話の販売代金 ⇒ 「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」

⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入(学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業)

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など)
- 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供)
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス(製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金(保守・点検費が製造品と分離できる場合))
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社における子会社の管理業務(子会社からの配当金、グループ経営指導料など)
- × 広告制作(印刷物、テレビコマーシャルなど) ⇒ 「⑰情報通信事業の収入」
- × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 ⇒ 「⑨上記以外のサービス事業の収入」
- × 写真現像事業 ⇒ 「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- × 船積貨物の検査業、検査業、船積貨物鑑定業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑲ 上記以外のサービス事業の収入(他に分類されないサービスを提供する事業)

- 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など)
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など)
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など)
- 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業
- ペストコントロール事業(害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒)
- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金
- 協同組合の賦課金
- 政治・経済・文化団体の会費収入
- × 観光協会 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」
- × プラントメンテナンス ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

会社のみ記入	12 設備投資の有無及び取得額 ・ 令和7年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ・ 取得額(減価償却前の額)を記入してください。 ・ 中古品は含めません。	① 設備投資を行った 新規設備取得額 有形固定資産(土地を除く) 無形固定資産(ソフトウェアのみ)	② 設備投資を行わなかった 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 1 0 0 0,000 5 0 0,000	※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。(万円未満四捨五入)	
	13 自家用自動車の保有台数 ・ 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。	(1) 貨物自動車 0 台	(2) 乗用自動車 1 台	(3) バス 0 台	※人員輸送のみの使用は除きます。
	14 土地・建物の所有の有無 ・ それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地 ① ある ② ない	建物 ① ある ② ない	※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。	
	15 資本金等の額及び外国資本比率 ・ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 1 0 0 0 0,000 (万円未満四捨五入)		(2) うち外国資本比率を記入してください。 0 0 . 0 % (小数点第2位四捨五入)	
16 決算月 ・ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	2 月 () 月		※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。		

すべての事業所が裏面(第2面)にお進みください。

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、令和7年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・ 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・ 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和7年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和7年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・ 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・ 店舗併用住宅の居住用部分
 - ・ 中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】
 貨物自動車: 貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
 人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 乗用自動車: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 バス: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地、建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 (1) 年間商品販売額

- 第1面の **11** 欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表(卸売業、小売業)』の1ページ(卸売部門の商品分類一覧)又は11ページ(小売部門の商品分類一覧)の中から、年間商品販売額が多い順に分類番号、分類表の商品名及び販売金額(年間)を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。(商品券、プリペイドカード、切手等の販売は除きます。)
- 取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表(卸売業、小売業)』の2～10ページ(卸売商品の内容例示)又は12～19ページ(小売商品の内容例示)の例示を参照してください。
※ 同じ商品であっても、「卸売商品」と「小売商品」では分類番号及び商品名が異なります。
- 「**受託販売**」を行っている場合は、手数料ではなく顧客から受け取った金額を記入してください。
- 代理・仲立手数料は、販売金額には含めず、「(2)商品販売に関する仲立手数料収入」に記入してください。

17 (2) 商品売買に関する仲立手数料収入

- 「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入してください。
- 収納代行、宅配便取次など最終消費者と取引業者を仲介した受取手数料は含めません。
- 金額での記入ができない場合は、第1面の **11** 欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

17 (3) 卸売販売額に占める国外販売(直接輸出)の割合

- 「国外販売(直接輸出)」とは、自社(自分)名義で通関手続きを行った輸出をいいます。代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める割合を記入してください。

17 年間商品販売額等

- 令和7年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、令和7年を占める国外販売(直接輸出)の割合について記入してください。)
- 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の **11** 欄「100(分母)」として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下)

(1) 年間商品販売額

第1面の **11** 欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」が多い順に、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。なお、代理・仲立手数料は、「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。

順位	分類番号	分類表の商品名
第1位	5 8 6 3 1	パン(製造・小売)
第2位	5 8 9 4 1	料理品(他から仕入れたもの)
第3位	5 2 1 1 1	米穀類
第4位	5 8 9 2 1	飲料 (牛乳及び乳酸菌飲料を除き、茶系飲料を含む)
第5位	5 8 9 3 1	茶類(葉、粉、豆などのもの)
第6位	5 8 9 1 1	牛乳(乳酸菌飲料を除く)
第7位	5 8 9 2 2	乳酸菌飲料
第8位	5 8 6 2 1	菓子(非製造・小売)
第9位	5 8 9 9 1	その他の飲食料品
第10位	5 8 3 0 2	食用卵
第11位	5 8 9 5 1	米穀類
第12位	5 8 9 7 1	乾物
第13位		
第14位		
第15位		

(2) 商品売買に関する仲立手数料収入

該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

仲立手数料収入の

- ① ある
- ② ない

(3) 卸売販売額に占める国外販売(直接輸出)の割合

代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める「国外販売(直接輸出)」の割合を記入してください。

国外販売(直接輸出)	割合
<input type="checkbox"/>	2 %

・「国外販売(直接輸出)」とは、自社(自分)名義

18 その他の事業収入額

- 第1面の **11** 欄のうち、「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の中に該当するものがある場合は、金額の多い順に分類番号、事業内容及び金額で記入できない場合は、**10** 欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。
- 第1面 **6** 欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、修理料収入額がある場合の

順位	分類番号	事業内容
第1位	0 7 0 0 8	住宅賃貸サービス
第2位	0 7 0 0 9	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)
第3位	0 7 0 1 9	屋外広告スペース提供サービス

17 (1) 年間商品販売額

- 金額での記入ができない場合は、第1面の11欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

最も多く含む決算期間の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入及び卸売販売額（④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を（下四捨五入）

商品販売額の内訳について、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の中から、年間商品販売額を記入してください。

	販売金額（年間）						又は割合（%）		
	千億	百億	十億	億	千万	百万		万	円
(卸売) (小売)				6	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				5	4	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				2	5	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				6	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				6	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				5	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				3	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				1	2	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				1	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				1	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				5	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)				5	0	0	0	0,000	
(卸売) (小売)								0,000	
(卸売) (小売)								0,000	
(卸売) (小売)								0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

有無	収入金額（年間）						又は割合（%）		
	千億	百億	十億	億	千万	百万		万	円
有				1	0	0	0	0,000	

の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

で通関手続を行って国外に商品を輸出した場合は、いいます。）

小売の商品販売額」以外に売上（収入）があり、同封の『分類表（卸売業、小売業）』20、21 売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）を記入してください。（小数点以下四捨五入）を記入してください。

	売上（収入）金額（年間）						又は割合（%）		
	千億	百億	十億	億	千万	百万		万	円
賃貸サービス、				2	7	0	0	0,000	
サービス				2	1	0	0	0,000	
サービス				1	0	0	0	0,000	

18 その他の事業収入額

- 第1面の11欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」以外に売上（収入）があり、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の20～21ページ「その他の事業収入額」の中に、該当するものがある場合は、金額の多い順に「分類番号」、「収入の種類」及び「売上（収入）金額（年間）」を記入してください。（分類表上の「収入の種類」の内容を18欄の「事業内容」部分に転記してください。）
- 金額での記入ができない場合は、第1面の10欄「①売上（収入）金額」を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。
- 第1面の6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合、収入として得た寄付金、補助金、運営費交付金等については、「販売金額」に含めず、「20003 寄付金、補助金、運営費交付金等」としてしてください。
また、この記入がある場合は、補助金等の収入について、第1面「11 事業別売上（収入）金額欄」「⑨上記以外のサービス事業の収入」欄の「売上（収入）金額」にも含めて記入してください。

＜「18 その他の事業収入額」の該当例＞

- 自店内のテナントからの店舗貸収入⇒【07009】非住宅用建物賃貸サービス
- 自家用倉庫を他に賃貸している収入⇒【07009】非住宅用建物賃貸サービス
- 時計やメガネの修理⇒【19000】自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス
- ※ 店内での飲食提供、レンタカー収入、自動販売機設置のベンダーからの手数料収入、駐車場の収入など、分類表19～20ページに記載されていない収入は、18欄には記入不要です。

19 商品売上原価

19 商品売上原価

令和7年1月から12月までの1年間の商品売上原価(年間商品販売額に対する仕入原価)を記入してください。(万円未満四捨五入)

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
				9	5	7	8	0,000

- ⑪欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」、「⑤小売の商品販売額」に対する商品売上原価を記入してください。

- 商品売上原価は、年初在庫額(期首商品棚卸高) + 当年仕入額(当期商品) - 年末在庫額(期末商品棚卸高)により計算してください。
- 小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。

20 年初及び年末商品手持額

20 年初及び年末商品手持額

令和7年の年初及び年末現在に、販売の目的で保有していたすべての商品手持額(商品棚卸高)を記入してください。(万円未満四捨五入)記入困難な場合は、令和7年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日で記入してください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
年初商品手持額							2	0	0,000
年末商品手持額							2	4	0,000

- 原則として仕入れた際の原価(困難な場合は時価)で記入してください。
- その場で製造小売をする(製造小売)商品については、その原材料及び半製品を含めます。
- 営業用倉庫、他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。
- 商品手持額が無い(商品の在庫を持たない)場合は、0(ゼロ)を記入してください。

- 令和7年年初及び年末現在に、販売の目的で保有していたすべての商品手持額を記入してください。令和7年年初及び年末現在によることが困難な場合は、令和7年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の事業所から販売を委託されている商品(受託品)は商品手持額に含め、他の事業所へ販売を委託している商品(委託品)は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

21 小売販売額の商品販売形態別割合

21 小売販売額の商品販売形態別割合

第1面の⑪欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売(インターネット以外)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
8	0		1	4	6	100%

- ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

- 商品販売形態別の割合について、第1面の⑪欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」を100%とし、その内訳を整数で記入してください。
- 自動車等の移動店舗やご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売も含めます。
- 「通信・カタログ販売(インターネット以外)」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。(インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。)
- 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- 「自動販売機による販売」とは、この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- 生活協同組合などの共同購入方式、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売したものは、「その他」とします。

22 セルフサービス方式の採用

22 セルフサービス方式の採用

該当する番号を○で囲んでください。

① セルフサービス方式を採用している
(売場面積の50%以上)

② 採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

- ① 客が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること
- ② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- ③ 売り場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】

総合スーパーマーケット、専門スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、均一価格店など

● 「1セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

- ① 消費者が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること
 - ② お店に備え付けられている買い物かご、ショッピングカート、トレーなどにより、消費者が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
 - ③ 売り場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、消費者が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること
- セルフサービス方式に該当する例(○)、該当しない例(×)については、下表を参照してください。

セルフサービス方式についての主な例

○ セルフサービス方式に該当する例	× セルフサービス方式に該当しない例
対面販売を必要としない形態	百貨店や、商店街にある従来型の店舗形態の事業所 対面販売を中心とした事業所
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合スーパー ○ 専門スーパー (衣料品スーパー) (食料品スーパー) (住関連スーパー) ○ コンビニエンスストア ○ ドラッグストア ○ ホームセンター ○ 均一価格店(ワンプライスショップなど) ○ 大型カー用品店 	<p>〈各種商品小売業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> × 百貨店(デパート)、専門店 × 呉服店、寝具店、げた・草履店、かばん・袋物店 <p>〈飲食料品小売業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> × 米穀店、八百屋、食肉屋、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子店、豆腐店 <p>〈機械器具小売業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> × 自動車販売店、二輪自動車店、自転車店 × 家庭用電気店(家電量販店を含む) <p>〈その他の小売業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> × 家具店、建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、ガソリンスタンド(セルフ給油を含む)、楽器店、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

23 売場面積

23 売場面積

単位は、平方メートル（1坪=3.3㎡換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

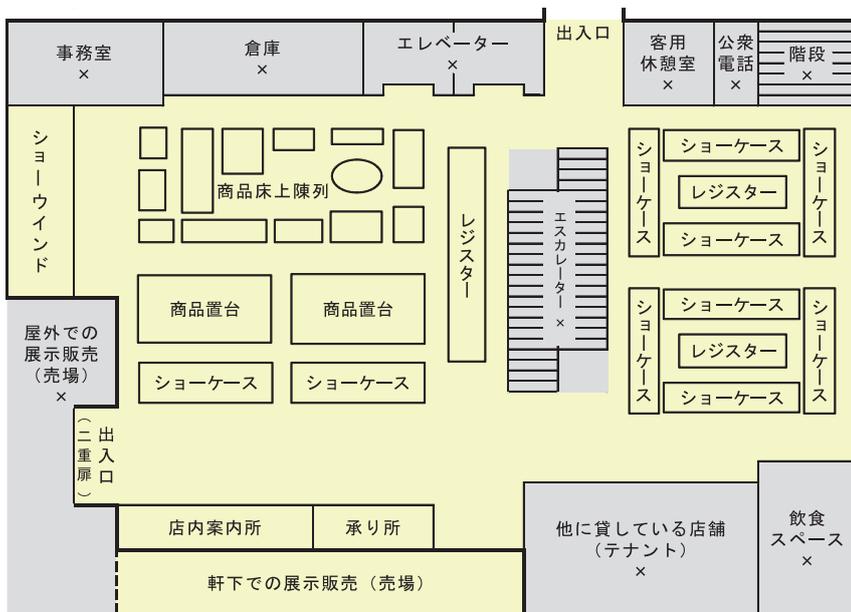
十	万	千	百	十	一
				3	3

平方メートル (㎡)

109

- 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
- 店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。

- 商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積を平方メートル単位で記入してください。敷地面積ではありません。
- 自動車等の移動店舗の場合は、荷台等の商品を陳列している場所を売場面積とします。
- 以下の事業所は、「0」と記入してください。
ガソリンスタンド、自動車小売業（新車・中古車）、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）、畳小売業、建具小売業、店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売など）



〈売場面積に含めるもの〉

- 他から借りている店舗（テナント）及び売場
- 建物に付属して柱を建てて、隣との境界を板囲い（衝立、植木）等で明確に仕切って、付属売場として拡張使用しているスペース

〈売場面積に含めないもの〉

- × 飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等
- × 他に貸している店舗（テナント）及び売場
- × 商品を製造するための作業所（ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場を含む）
- × 薬局の調剤室
- × 住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

24 営業時間

24 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。

「1 開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)

<開店時刻>

午前 07 時 00 分 ~ 午後 05 時 00 分

<閉店時刻>

② 終日営業(24時間営業)

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

<開店時刻>

1 午前 10 時 30 分 ~ 2 午後 00 時 30 分

<閉店時刻>

- 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
- 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください。

- 牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)は、記入する必要はありません。
- 通信販売、インターネット販売については従業員の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
- この事業所が管理している自動販売機の稼働時間は営業時間とはせず、この事業所の営業時間を記入してください。

25 店舗形態

25 店舗形態

この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

① コンビニエンスストア

② ドラッグストア

③ ホームセンター

④ 均一価格店

- 該当する店舗形態がない場合は、○囲みする必要はありません。
- **コンビニエンスストア**とは、各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいいます。
- **ドラッグストア**とは、各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいいます。調剤薬局は該当しません。
- **ホームセンター**とは、各種商品を扱う設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電気機械器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する業態の事業所をいいます。
- **均一価格店(ワンプライスショップなど)**とは、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいいます。

備考

備考

令和7年1月から2月まで改装のため休業

- 令和7年に休業期間があった場合や売場面積の変更など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。